

**【表紙】**

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成22年12月17日
【会社名】	株式会社紀陽銀行
【英訳名】	The Kiyo Bank , Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 片山 博 臣
【本店の所在の場所】	和歌山市本町1丁目35番地
【電話番号】	(073)423局9111番(大代表)
【事務連絡者氏名】	経営企画部長 堀 切 久 壽
【最寄りの連絡場所】	大阪市北区堂島2丁目1番43号 株式会社紀陽銀行大阪支店
【電話番号】	(06)6343局1122番(代表)
【事務連絡者氏名】	大阪支店長 田 辺 治
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【届出の対象とした募集金額】	一般募集 7,000百万円
【安定操作に関する事項】	該当事項なし
【縦覧に供する場所】	該当事項なし

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成22年12月1日付をもって近畿財務局長に提出した有価証券届出書及び平成22年12月13日付をもって近畿財務局長に提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、平成22年12月17日に社債の利率等を決定し、同日買取引受契約を締結しましたので、これらに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

### 第一部 証券情報

#### 第1 募集要項

##### 1 新規発行社債（短期社債を除く。）

利率の欄

利払日の欄

利息支払の方法の欄

償還期限の欄

償還の方法の欄

申込期間の欄

払込期日の欄

取得格付の欄

欄外注記

##### 2 社債の引受け及び社債管理の委託

###### (1) 社債の引受け

欄外注記

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は、\_\_ 罫で示してあります。

## 第一部【証券情報】

## 第1【募集要項】

## 1【新規発行社債(短期社債を除く。)】

利率の欄

(訂正前)

利率(%)	<p>1. 払込期日の翌日から平成27年12月28日まで 東短キャピタルマーケット株式会社提示の円の5年スワップ・ オフアード・レートに0.50%を加えた率~同レートに2.00%を 加えた率を仮条件とする。(注)12,13</p> <p>2. 平成27年12月28日の翌日以降 別記「利息支払の方法」欄第1項第(2)号で定義する6ヶ月ユー ロ円ライボ-に(未定)% (2.00%~3.50%を仮条件とする。)を 加算したものとする。(注)12,13</p>
-------	--

(訂正後)

利率(%)	<p>1. 平成22年12月24日の翌日から平成27年12月24日まで 年1.94%</p> <p>2. 平成27年12月24日の翌日以降 別記「利息支払の方法」欄第1項第(2)号で定義する6ヶ月ユー ロ円ライボ-に2.70%を加算したものとする。</p>
-------	--

利払日の欄

(訂正前)

利払日	毎年6月28日及び12月28日(注)13
-----	----------------------

(訂正後)

利払日	毎年6月24日及び12月24日
-----	-----------------

利息支払の方法の欄  
(訂正前)

利息支払の方法	<p>1. 利息支払の方法及び期限</p> <p>(1) 利息の計算期間</p> <p>本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日(別記「償還の方法」欄第2項第(1)号に定義する。以下同じ。)(ただし、期限前償還される場合については期限前償還期日(別記「償還の方法」欄第2項第(3)号に定義する。以下同じ。))までこれをつけ、平成23年6月28日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年6月及び12月の各28日(以下「支払期日」という。)にその日までの前半か年分を支払う。(注)13</p> <p>利息を支払うべき日が東京における銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>払込期日の翌日から平成27年12月28日までの間において半か年に満たない期間につき利息を支払うときは、その半か年の日割をもってこれを計算する。(注)13</p> <p>平成27年12月28日の翌日以降の各利息計算期間(本項第(2)号に定義する。以下同じ。)について、各社債権者が各口座管理機関(別記「振替機関」欄に定める振替機関の業務規程に定める口座管理機関をいう。)に保有する各社債の金額の総額(以下「各社債の金額の総額」という。)について支払われる利息金額は、各社債の金額の総額に別記「利率」欄第2項の規定に基づき決定される利率及び当該利息計算期間の実日数を分子とし360を分母とする分数を乗じることによりこれを計算し、円位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てる。(注)13</p> <p>償還期日後(ただし、期限前償還される場合については期限前償還期日後。)は利息をつけない。</p> <p>本社債の利息の支払については、本項のほか、別記(注)5に定める劣後特約に従う。</p> <p style="text-align: right;">&lt;後略&gt;</p>
---------	--

(訂正後)

利息支払の方法	<p>1. 利息支払の方法及び期限</p> <p>(1) 利息の計算期間</p> <p>本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日(別記「償還の方法」欄第2項第(1)号に定義する。以下同じ。)(ただし、期限前償還される場合については期限前償還期日(別記「償還の方法」欄第2項第(3)号に定義する。以下同じ。))までこれをつけ、平成23年6月24日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年6月及び12月の各24日(以下「支払期日」という。)にその日までの前半か年分を支払う。</p> <p>利息を支払うべき日が東京における銀行休業日にあたる場合は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>払込期日の翌日から平成27年12月24日までの間において半年に満たない期間につき利息を支払うときは、その半年の日割をもってこれを計算する。</p> <p>平成27年12月24日の翌日以降の各利息計算期間(本項第(2)号に定義する。以下同じ。)について、各社債権者が各口座管理機関(別記「振替機関」欄に定める振替機関の業務規程に定める口座管理機関をいう。)に保有する各社債の金額の総額(以下「各社債の金額の総額」という。)について支払われる利息金額は、各社債の金額の総額に別記「利率」欄第2項の規定に基づき決定される利率及び当該利息計算期間の実日数を分子とし360を分母とする分数を乗じることによりこれを計算し、円位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てる。</p> <p>償還期日後(ただし、期限前償還される場合については期限前償還期日後。)は利息をつけない。</p> <p>本社債の利息の支払については、本項のほか、別記(注)5に定める劣後特約に従う。</p> <p style="text-align: right;">&lt;後略&gt;</p>
---------	---

償還期限の欄

(訂正前)

償還期限	平成32年12月28日(注)14
------	------------------

(訂正後)

償還期限	平成32年12月24日
------	-------------

償還の方法の欄  
(訂正前)

償還の方法	<p>1. 償還価額 各社債の金額100円につき金100円</p> <p>2. 償還の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の元金は、平成32年12月28日(以下「償還期日」という。)にその総額を償還する。(注)14</p> <p>(2) 本社債の元金は、その全部を金融庁の承認を得たうえで、平成27年12月28日以降に到来するいずれかの支払期日(別記「利息支払の方法」欄第1項第(1)号に定義する支払期日をいう。)に、各社債の金額100円につき金100円の割合で期限前償還することができる。(注)13</p> <p>(3) 本社債を期限前償還しようとする場合、当行は期限前償還しようとする日(以下「期限前償還期日」という。)より前の25日以上60日以内に必要な事項を別記(注)6に定める公告もしくはその他の方法により社債権者に通知する。</p> <p>(4) 償還すべき日が東京における銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(5) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、金融庁の承認を得たうえで別記「振替機関」欄に定める振替機関が別途定める場合を除き、これを行うことができる。</p> <p>(6) 本社債の償還については、本項のほか、別記(注)5に定める劣後特約に従う。</p> <p>3. 償還元金の支払場所 別記(注)11記載のとおり。</p>
-------	---

(訂正後)

償還の方法	<p>1. 償還価額 各社債の金額100円につき金100円</p> <p>2. 償還の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の元金は、平成32年12月24日(以下「償還期日」という。)にその総額を償還する。</p> <p>(2) 本社債の元金は、その全部を金融庁の承認を得たうえで、平成27年12月24日以降に到来するいずれかの支払期日(別記「利息支払の方法」欄第1項第(1)号に定義する支払期日をいう。)に、各社債の金額100円につき金100円の割合で期限前償還することができる。</p> <p>(3) 本社債を期限前償還しようとする場合、当行は期限前償還しようとする日(以下「期限前償還期日」という。)より前の25日以上60日以内に必要な事項を別記(注)6に定める公告もしくはその他の方法により社債権者に通知する。</p> <p>(4) 償還すべき日が東京における銀行休業日にあたる時は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(5) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、金融庁の承認を得たうえで別記「振替機関」欄に定める振替機関が別途定める場合を除き、これを行うことができる。</p> <p>(6) 本社債の償還については、本項のほか、別記(注)5に定める劣後特約に従う。</p> <p>3. 償還元金の支払場所 別記(注)11記載のとおり。</p>
-------	--

申込期間の欄

(訂正前)

申込期間	平成22年12月20日(注)15
------	------------------

(訂正後)

申込期間	平成22年12月17日
------	-------------

払込期日の欄

(訂正前)

払込期日	平成22年12月28日(注)15
------	------------------

(訂正後)

払込期日	平成22年12月24日
------	-------------

## 取得格付の欄

(訂正前)

取得格付	1. 取得格付            B B B (トリプルB) (取得予定) 2. 指定格付機関の名称 株式会社格付投資情報センター 3. 格付取得日            平成22年12月17日または平成22年12月20日に取得する予定である。
------	--

(訂正後)

取得格付	1. 取得格付            B B B (トリプルB) 2. 指定格付機関の名称 株式会社格付投資情報センター 3. 格付取得日            平成22年12月17日
------	--

## 欄外注記

(訂正前)

(注)

&lt;前略&gt;

12. 利率については、上記仮条件により、需要状況を勘案した上で、平成22年12月17日または平成22年12月20日に決定する予定である。

13. 利払日については、上記のとおり内定しているが、払込期日の繰り上げに応じて、払込期日の6ヶ月毎の応当日に変更される。

14. 償還期限については、上記のとおり内定しているが、払込期日の繰り上げに応じて、払込期日の10年後の応当日に変更される。

15. 申込期間及び払込期日については、上記のとおり内定しているが、利率の決定日において正式に決定する予定である。なお、申込期間及び払込期日については、需要状況を勘案したうえで、繰り上げることがある。当該需要状況の把握期間は最長で平成22年12月1日から平成22年12月20日までを予定しており、実際の利率の決定については、平成22年12月17日または平成22年12月20日を予定している。また、払込期日についても平成22年12月24日または平成22年12月28日を予定している。したがって、申込期間が繰り上がった場合は、「平成22年12月17日」となり、払込期日が繰り上がった場合は、「平成22年12月24日」となることがありますのでご注意ください。

(訂正後)

(注)

&lt;前略&gt;

(注) 12, 13, 14, 15の全文削除

## 2【社債の引受け及び社債管理の委託】

(1)【社債の引受け】

## 欄外注記

(訂正前)

(注) 引受人、引受金額及び引受けの条件については、上記のとおり内定しているが、平成22年12月17日または平成22年12月20日に買取引受契約を調印する予定である。

(訂正後)

(注)の全文削除